明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
神戸市東灘区御影本町四丁目一番二一号
株式会社岩崎工務店
代表清算人　岩崎　克彦

解散公告

当法人は、平成二十五年四月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
兵庫県たつの市新宮町井野原字中泓四八一番地一
特定非営利活動法人ピア・しんぐう
清算人　服部　和幸

解散公告

当社は、平成二十五年四月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
山口県宇部市東梶返三丁目一三番三―四号
緑風建設有限会社
清算人　中司　正彦

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
福岡県福岡市博多区板付一丁目二番二〇号
株式会社シキセン
代表清算人　白木美津子

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
大分市大字片島一〇六四番地
有限会社城戸住建
清算人　城戸タツナミ

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
沖縄県那覇市宮城一丁目三番二三号
有限会社マリー・コーポレーション
清算人　長嶺　司

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
岐阜県瑞穂市宮田三〇〇番地一
財団法人瑞穂市施設管理公社
代表清算人　奥田　尚道

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
奈良県五條市西吉野町和田二九八番地
財団法人賀名生自治会
代表清算人　東　澄夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜六六五番地
学校法人若桜幼稚園
清算人　松本　米子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
福岡市西区大字小田字池ノ浦地先　海づり公園内
財団法人福岡市海づり公園管理協会
代表清算人　松本　友行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
佐賀県鳥栖市本町二丁目七四番地五
財団法人本町会館
代表清算人　水田　哲夫

解散公告（第一回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
熊本県人吉市上青井町一四九番地一
財団法人人吉商業専門学校
代表清算人　前田公一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一四番一七号
医療法人清風会
清算人　比嘉　正一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の理事評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
群馬県前橋市大手町二丁目一二番一号
財団法人前橋市学校給食会
代表清算人　佐藤　博之

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
東京都文京区大塚三丁目二九番一号
財団法人日本教育研究連合会
代表清算人　髙野　尚好

解散公告（第二回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
神奈川県伊勢原市桜台二丁目六―八金山ハイツ一〇二
医療法人メディクルケアネット
代表清算人　坂間　晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年五月二十四日
長野県東筑摩郡麻績村麻五八八九番地の一
財団法人聖高原開発公社
代表清算人　髙野　忠房